

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟法			

評価(ABCD)
B

41

5

①

8

15

②

1 ページ
裏面へ

1. 裁判所は、検察官が提起した訴因変更を許可するか。

~~訴因~~ 当事者主義的訴因構造（刑事訴訟法（以下法名省略）256条、298条1項、312条）を採用する現行刑事訴訟法において、訴因とは、一方当事者たる検察官が主張する具体的事実をいう。そして、~~訴因~~ 裁判所は、検察官の請求が正しいときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載した訴因の変更を許すなければならない（312条1項）。これは一事不再理効（憲法39条、刑事訴訟法337条1号）との関係にあるものである。

そして、「公訴事実の同一性」とは、両訴因の基本的事実の同一性を判断すべきであり、~~訴因~~ ^{判断} 訴因が異なる場合には、非両立関係であるかどうかを補完的に判断する。と考える。

2. (1) 本件では、旧訴因では「金品竊取の目的で、令和5年5月23日午後7時48分頃、阪大モール内フードコート入口前において、Aが右肩から掛けつけたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在中品を抜き取り竊取しようとしたが、警備員に発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかった」とされていた。そして、~~訴因~~ ^現 訴因では、「被告人は、金品竊取の目的で、令和元年5月23日午後7時48分頃、本件店舗内において、Bが肩から掛けつけたショルダーバッグ内に左手を差し入れ、在中品を抜き取り竊取しようとしたが、警備員に発見されて逮捕されたため、その目的を遂げなかった」という訴因へと変更請求している。

(2) 両訴因を比較すると、~~訴因~~ 犯行目的、日時、場所、犯行態様、犯行後の事情などから、旧訴因と現訴因は同一であるか、被害者については、旧訴因ではAであること、現訴因ではBとなっており、異なる。したがって、両訴因の基本的事実の同一性は、判断できない。

(3) そして、両訴因が非両立であるかどうかを検討する、肩から掛けつけた赤色のショルダーバッグの在中品を盗み取った本件では、被害者は1人であり、その被害者はAではなくBであった。この点からすれば、

Xが肩ショルダーバッグの在中品を窃取し、Bは書物被害者Bであり、Aは存在しない。

したがって、被害者をAとする旧訴因と、被害者をBとする現訴因とは非両立の関係にある。

したがって、社会通念上、基本的事実の同一性が認められ、「現訴因の同一性」が認められる。

よって、裁判所は、訴因変更を許すべきである。

以上

① 3/2①の趣旨、手続上の事案(=)の論議(=)。

② 裁判例は、基本的事実の同一であること認定し、従って非両立性を認めています。

③ 証拠の肉付けにより認められると主張する。

認められる。